

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、観音寺市柞田土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和5年9月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	秋山 忠敏	観音寺市柞田町甲22番地	令和5年3月31日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	秋山 治司	観音寺市柞田町甲11番地	令和5年9月1日